

答 申 書
(答申第87号)
平成21年6月4日

1 審査会の結論

別紙1に掲げる開示請求に対し、重油地下タンクの清掃及び点検に係る決定書の写し等を対象公文書として特定したことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙1に掲げるとおりである。

イ 北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、重油地下タンクの清掃及び点検について（平成18年9月21日及び平成18年9月28日決定）の写し（以下「本件決定書」という。）、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）及び北海道情報公開条例の施行について（平成10年4月1日北海道総務部長通達。以下「通達」という。）（以下「本件公文書」という。）を対象公文書と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書のうち、本件決定書の一部が条例第10条第1項第1号又は同条同項第2号に規定する非開示情報に該当するとして、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

なお、本件諮問事案に係る3件の異議申立ては、同一人からの開示請求であって、「2（抜粋）本件見積書は、事務担当者が単独で取得した文書で専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用し、個人的な検討段階にとどまるものである」との判断に至った根拠となる基礎資料（以下「本件基礎資料」という。）に係るものであることから、当審査会は、併合して審議することとした。

異議申立人は、本件処分を取り消し、本件基礎資料として調査資料及び供述調書を開示するよう求めていることから、本件公文書を本件開示請求の対象公文書としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 本件開示請求に係る対象公文書について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

異議申立人に対して行った平成20年10月2日付け健康第1871号、健康第1872号及び健康第1874号決定書において、「1 北海道立衛生研究所において執行した重油地下タンクの清掃及び点検業務については、平成18年9月21日に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号及び財務規則（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）をいう。以下同じ。）第162条の2第6号の規定に基づき随意契約で行うこと、財務規則第165条第1項の規定に基づき見積書を徴取する業者を3者とする事、選定した業者に見積書を提出するよう通知を行うこと等を決定したものである。その結果、見積書を受理したのは3業者分であり、平成18年9月28日に受理した見積書の最低見積額の相手方と契約を締結することを決定したものである。2 本件見積書については、平成19年9月19日付け健康第2140号の決定書で判断したとおり、知事が見積書を徴取することを決定した平成18年9月21日以前

に提出されたものであり、本件業務の契約を締結するための見積書とは認められない。また、本件見積書は、事務担当者が単独で取得した文書で専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用し、個人的な検討段階にとどまるものであることから、平成20年5月8日付け健康第407号及び同年7月7日付け健康第1015号の決定書で判断したとおり、条例上の公文書の定義で要件とされる『当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの』ではないものであり、したがって、条例上の公文書には該当しない。」と判断している。

このことから、異議申立人が主張している本件基礎資料として、本件決定書並びに北海道における情報公開の公文書の定義を定めた条例及び通達を特定したものであり、また、供述調書等については作成していないことから、本件公文書以外にはないものである。

イ 当審査会としては、本件決定書は、重油地下タンクの清掃及び点検業務の契約に関し、北海道財務規則に基づいた契約方法、見積書徴取業者、選定した業者への通知、最低見積額の相手方との契約締結等を決定しているものであり、条例及び通達については、条例上の公文書の定義を定めているものであることから、実施機関が主張するように、本件基礎資料となるものであり、本件開示請求の対象公文書と認められる。

異議申立人は、本件公文書の名称が、本件開示請求に係る公文書一部開示決定通知書の公文書の名称欄に記載されていることは、改ざんである旨主張するが、この名称欄には、実施機関が開示請求の対象公文書として特定した公文書の名称等を記載すべきものであり、本件においても、実施機関が対象公文書として特定した本件公文書の名称が記載されているにすぎないものであることから、これをもって改ざんとは言えない。

また、異議申立人は、判断の根拠として、調査資料及び供述調書が存在しなければならぬ旨主張するが、実施機関に調査資料及び供述調書を作成する義務があるとは言えないことから、供述調書等については作成していなく、本件公文書以外にはないとの実施機関の主張に、特段、不自然、不合理な点があるとは認められない。

したがって、実施機関が本件開示請求の対象公文書として本件公文書を特定したことは妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成21年2月3日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号88） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成21年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規諮問事案の報告（諮問番号88） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成21年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号91） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成21年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規諮問事案の報告（諮問番号91） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成21年3月6日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取（諮問番号88、91） ○ 異議申立人の意見陳述（諮問番号88、91） ○ 審議
平成21年3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号102） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成21年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規諮問事案の報告（諮問番号102） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成21年4月13日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取（諮問番号102） ○ 異議申立人の意見陳述（諮問番号102） ○ 審議
平成21年5月14日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審議
平成21年6月2日 （第39回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案審議
平成21年6月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申

別紙 1

本件諮問事案に係る開示請求の内容

① 諮問番号88

北海道知事が「健康第1874号」、「平成20年10月2日」付けで異議申立人に対して行った「決定書」の中で、「決定の理由」として、「2（抜粋）本件見積書は、事務担当者が単独で取得した文書で専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用し、個人的な検討段階にとどまるものである」と判断に至った、根拠となる基礎資料（調査資料及び知事が担当者に対して、事実を確認した際の供述調書含む。）

② 諮問番号91

北海道知事が「健康第1871号」、「平成20年10月2日」付けで異議申立人に対して行った「決定書」の中で、「決定の理由」として、「本件処分の妥当性について」の「2（抜粋）本件見積書は、事務担当者が単独で取得した文書で専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用し、個人的な検討段階にとどまるものである」と判断に至った、根拠となる基礎資料（調査資料及び知事が担当者関係に対して、事実を確認した際の供述調書含む。）

③ 諮問番号102

北海道知事が「健康第1872号」、「平成20年10月2日」付けで異議申立人に対して行った「決定書」の中で、「決定の理由」として、「2（抜粋）本件見積書は、事務担当者が単独で取得した文書で専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用し、個人的な検討段階にとどまるものである」（2枚目の10～11行目）と判断に至った、根拠となる基礎資料（調査資料及び知事が担当者に対して、事実を確認した際の供述調書含む。）